

政治

国際運転免許証 台湾観光客にも 道交法、来年改正へ 2006/12/12 06:59

政府は十一日、日本で車の運転を認められていない台湾人に対して、早ければ二八年にも国際運転免許証を交付し、運転を許可する方針を固めた。警察庁は来年の通常国会に道路交通法の改正案を提出する方向で、近く正式発表される。

国際運転免許証の交付には道路交通に関する国際条約(ジュネーブ条約)加盟が必要だが、台湾は加盟していない。台湾人観光客が多い北海道では、道、経済界が中心になり政府に許可を要請。また警察庁の担当者も台湾の交通事情を調査するなど検討を重ねてきた。

新千歳 - 台北間で定期便が運航されていることもあり、道内を訪れる台湾人観光客は年々増加。五年度は約二十七万七千人が訪れ、外国人観光客の半数を超える。

国土交通省は既に道内を旅行する外国人観光客にカーナビを使った観光情報を提供するサービスの準備に着手。免許証の交付でレンタカーを利用した観光客の増加などに弾みがつきそうだ。

2006年12月12日付 北海道新聞

<http://www.hokkaido-np.co.jp/Php/kiji.php3?&d=20061212&j=0023&k=200612122186>